

新たな財源を確保する進化財政学

—— L E T S と A I M の共進化に関する研究 ——

中村宙正*

要旨

財政再建および公債の過剰発行の見直しが求められるなかで、代替投資市場（Alternative Investment Market ; AIM）の実用化を通じ公務事業の財源を確保する新しい金融制度のあり方を検討する。公務事業を受託する企業が、地域通貨の分散型発行方式（Local Exchange Trading System ; LETS）を活用し、AIM での資金調達を円滑化する方法が想定されるが、「その地域通貨の口座におけるマイナス（赤字）を政府に認めてはならない」とする新しい財政学の根幹をになう原則の一つを、本研究は勧告する。

LETS における口座の赤字は「コミットメント」と呼ばれ、それは「負目」や「負債」ではなく、自らが選択したコミュニティに対する責任を意味する（西部忠（2011）p.231）。政府の発行する公債の格付け維持がコミュニティの課題であるとき、財政再建を重要な課題として受け止める民間企業は、LETS への「コミットメント」を通じ、市場関係者の一角を担う存在として責任を明確にすることができる。

一方、政府もまた市場関係者として認識されるべきであるが、財政再建の必要性を生じさせた立場は、その再建に向けて原則として LETS での自由な通貨発行を許容されてはならない。政府は公債市場を補完する金融制度の構築を通して財政再建を図るべきであり地域通貨の過剰発行を抑止（コントロール）する役割を堅持すべきである。新たな財源を代替投資市場より確保する金融制度を持続可能とするために、政府は民間主導で発行される地域通貨を受け入れ、その規模に応じて省庁間および地方公共団体等にてこれを還流させ、民間（中小）企業が担えるよう公務事業を細分化し市場経済へ溶け込むよう順次移管する。政府は地域通貨を添えて（すなわち政府の口座におけるプラス（黒字）から企業へ支出する形式によって）公務を企業へ委託してゆく。尚、私たちの暮らしにおいては、法定通貨の流通を基盤とするのである。

1. はじめに

財政再建が求められるなかで、税収、公債、事業収入、歳出削減、事業・政策仕分け、税外収入などを補う新たな財源確保の方法として、代替投資市場（Alternative Investment Market ; AIM）の活用を提案する。公務事業を受託する企業が、必要経費を代替投資市場より調達する方法で新たな財源を確保する。必要経費を調達できるまでのラグに対しては、地域通貨の分散型発行方式（Local Exchange Trading System ; LETS）によって円滑化をはかる新しい金融制度である。「その地域通貨の口座におけるマイナス（赤字）を政府に認めてはならない」とする新しい財政学の根幹をになう原則の一つを、本研究は勧告する。

代替投資市場は、新規株式公開市場の一つの形態であるが、株主数、時価総額、浮動株

* 所属) 北海道大学大学院経済学研究科 (専門研究員)

比率、純資産、総資産、売上高、利益等の数値基準（形式基準）を上場基準として設けることなく、指定アドバイザー（Nominated Adviser；NOMAD）がその裁量をもって株式公開の認定に責務を負う金融機能である¹。ときに「プロ向け市場」と表現され²、株式売買を特定投資家（金融商品取引法第2条第31項、金融商品取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令第23条に基づく）³、未上場株式会社、3億円以上の金融資産及び純資産を持ち金融商品について1年以上の経験を有する個人⁴、非居住者に限定している。今後、資金融通を促進する金融機能として重要な役割を担うべきであり、経済の実態を捉え機動性をもって対応してゆく機制として、十分に整備される必要がある。

A I Mは、ロンドン市場においては、1995年6月よりロンドン証券取引所メイン市場に併設されて16年継続しており、指定アドバイザーは70社以上で推移している。2011年12月末現在、上場企業1,143社、市場全体の時価総額は62,212.7£mまで拡大している。その前身として知られる1980年11月に創設された非上場証券市場（Unlisted Securities Market；USM）を、浜田康行（1985）は、玄人向きの市場と表現した。プロ集団の関与が早くから指摘されており、機関投資家はその実力を存分に発揮できる市場とされている。1990年代に入り、代田純〔1995〕pp.155-156は、ロンドンにおける小型株の流動性が低下し、機関投資家は流動性に乏しい小型株の売買に消極的であ

ロンドンA I Mにおける資金調達金額及び資金調達件数の推移（単位：百万ポンド）

西暦(年)	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
Further	0	297	350	318	600	1338	535	486	1000	1879	2481	5733	9602	3214	4861	5738
件数	16	241	348	360	451	758	605	543	895	1294	579	755	927	602	768	691
New	69	504	297	185	274	1395	435	426	986	2412	5632	9315	6262	917	610	1031
件数	0	94	70	37	59	179	94	60	66	243	335	278	182	38	13	47
国内企業(社)	118	235	286	291	325	493	587	654	694	905	1179	1330	1347	1233	1052	965
海外企業(社)	3	17	22	21	22	31	42	50	60	116	220	304	347	317	241	229

注) ロンドン証券取引所の公表データより作成。

¹ わが国において指定アドバイザー制度の重要性に早くから着目していた先行研究としては、忽那憲治（1997）があげられる。ロンドン証券取引所は、取引所内に専門グループであるAIMチームをもうけ、国内に6つの地域事務所（ロンドン、バーミンガム、マンチェスター、リーズ、グラスゴー、ベルファスト）を設置したことなどを報告している。1998年12月には、社団法人日本経済研究センター産業研究班が、指定アドバイザーの適格性の判断基準などを研究対象として、ロンドン、ケンブリッジ、グラスゴー、エディンバラ、アバディーンでの取材活動に基づき調査報告書を公表している。ロンドンA I Mが、地方企業の株式公開の掘り起こしに努めている様子が窺える。

² 金融庁金融審議会第一部会第44回（2007（平成19）年10月3日（水））～第48回（2007（平成19）年11月14日（水））のなかで、「プロ向け市場」と表記される内容等の議事が進行している。これは2009年6月の株式会社TOKYO AIM取引所の創設として結実した。

³ 適格機関投資家（金融機関など）、上場会社、資本金5億円以上の株式会社、国・日本銀行、地方公共団体、と置かれている。

⁴ 日本国内に10万人と推定されている。

ることを指摘しているが、2000年代に至り、財団法人日本証券経済研究所〔2008〕pp.78-79 は、ロンドンAIMにおける機関投資家のシェアが、2004年には35.2%、2006年には56.7%まで高まったことを報告している。

東京市場では2009年6月よりTOKYO AIMが業務を開始しており、2011年6月に上場第一号を承認した⁵。2012年1月現在、指定アドバイザー（J-Nomad）は7社である⁶。当初、アジアの成長企業を念頭に開設された新規株式公開市場だが、これを財政再建、公債の過剰発行の見直し、および公債市場を補完する新たな財源確保という課題に向けて、AIMの実用化を構想すべく新たな金融制度のあり方を検討する。

1. 1 負債（債務）を小さくする金融経済の仕組みを求めて

代替投資市場（AIM）は、中小企業の長期資金調達の困難性（マクミラン・ギャップ）⁷を解消する金融機能として重要な役割を担っている。わが国の間接金融機能は、1980年代まで担保主義を採用してきたが、バブル崩壊後、不動産価格の大幅な下落などが遠因となり、1990年代以降は従来の融資慣行の見直しが求められるようになった。1990年代後半からコーポレート・ファイナンスにおけるビジネス・プラン（事業計画）の重要性が指摘されはじめ、海外の経営大学院（ビジネス・スクール）にその作成技術を求める傾向が見られた。しかしビジネス・プランは間接金融の基盤を強化するほどの情報担保の仕組みにはなりえなかったと言えよう。

2004年8月、金融機能強化法が制定されたが、それは地域金融機関の資本増強を促進する制度であった。リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム、従来の担保主義を補完するクレジット・スコアリング・モデルの充実、信用保証制度の整備など、これまで間接金融の機能強化に関しては一定の前進が見られた。あるいは、株式会社TOKYO AIM取引所は、2011年5月17日、東京プロボンドマーケットについて金融庁より認可を取得したことを公表している。しかしそれらは、資金調達を実施する企業の負債（債務）を大きくする可能性を内包している。

企業が負債（債務）を大きくしてしまう最初の契機は、その企業が自身の成長を疑いな

⁵ 「4580 メビオファーム株式会社」（Mebiopharm Co., Ltd.）が上場第一号を果たしている。医療用医薬品関連の創業企業、従業員数10名、資本金230,150千円、会社設立年月日は2002年7月15日。株主名簿管理人は三菱UFJ信託銀行株式会社、J-Nomadはフィリップ証券株式会社である。癌領域に特化した医薬品の研究開発・製造を行う企業であり、DDS（ドラッグデリバリーシステム・薬物送達システム）技術を応用し、トランスフェリンを用いた癌細胞へのターゲティング（Active Targeting）を研究している。

⁶ 野村証券、みずほ証券、みずほインバスターズ証券、SMBC日興証券、大和証券キャピタル・マーケット、三菱UFJモルガン・スタンレー証券、フィリップ証券。

⁷ 1929年11月発足の英国大蔵省諮問委員会「金融および産業に関する委員会（通称、マクミラン委員会）」（J.M.ケインズも14人の委員の1人）が発表した1931年の報告書にマクミラン・ギャップの指摘がある。イングランド銀行の中央銀行としての機能強化、および金融機関と国内産業との結びつきに関する勧告を行った。その解消を目的として1945年7月には商工金融会社（ICFC）（現在の3i）が創設されたが（三好元（2008））、時代とともにICFCのみではそのギャップを十分に解消できないことから、ラドクリフ、ボルトン、ウィルソンの委員会報告を経て、1980年11月、非上場証券市場（Unlisted Securities Market ; USM）が創設された。

く見込んでいる場合に生ずると言える。資金の貸手（主に金融機関）もまた、成長を見込んだ企業に貸し込む。企業が成長を遂げているあいだは、元本と利子の返済、及び借り換えについて、順調な遣り取りが継続されよう。一方、成長が反転し始め、循環（不調を余儀なくされているサイクル）の底を定められない場合に、企業は資金繰りに行き詰まる。企業として本当の意味で貨幣を必要とする局面に、企業は貨幣の返済を迫られる。成功できない存在ほど追いやられる。成功できなかったことを咎める考え方こそ一般的である。しかしそうした実態にたいし、企業の事業継続（ゴーイング・コンサーン）を雇用や人材養成の観点から重要であると捉え直し、資金繰りの悪化する企業にたいしても金融制度は理念をもって対応することが必要である。すなわち金融のあり方そのものを見直してゆく必要がある。借金に追われることの無い世の中を、政府も、企業も、個人も、それぞれ皆が切望している⁸。しかし、債務不履行などをはじめ、帳簿上の取り消し（あるいはインフレによる取り消し）というプリミティブな方法が不適切であることも自明である。

株式を発行して資金を調達する方法⁹は、負債コストを抑制することができ、職場に勤める人間として不安要因を減ずる。従業員持株制度は勤労者のインセンティブにも繋がる。プロ投資家の出資を仰ぎ、事業推進に向けて有識な見解を提供してもらう。事業の失敗は出資者が責任を負う仕組みを構築する。事業の成功を従業員と投資家で分かち合う。相対的に規模の小さい多数の企業にも株式金融を普及することによって、投資家には機会主義的ではない判断を求めることとなり、投資家側の経験が現役企業の養成に生かされる可能性が生まれる。金利を自動的に吸引する仕組みを回避し、成功報酬の枠組みを普及してゆくことは、今後、私たちがコミュニティを維持してゆく上で必要であると考えられる。

経済を限定的でも成長させよう、その時々的情勢に合わせて必要とされる事業および業務を、公共性に適うよう用意し、分担して作業を開始してゆけるよう、新たな観点に基づく経済政策を実践してゆかなければならない。金融経済の仕組みとして、負債（債務）を大きくせず、実需に対応する方向性・志向性をもって循環の底を定め、マクロ経済の整合性を保ち金融システムを安定化するよう、新たな経済政策の枠組みを検討する。

1. 2 負債（債務）に替わる仕組みとしての地域通貨

新たな政策を推進してゆくにあたり、必要な公務（行政事務や政策事業など）については、これらの業務を可能な限り細分化し多くの中小企業に委託しやすいかたちをつくる。細分化された公務を受託する企業は、公務（一定の質が保証されている業務）を請け負うことによって操業能力の向上が促進され、従来からの事業に発展の可能性が生じてく

⁸ 現在、政府債務についても、企業および個人の債務に関する問題と同様に重要なテーマとなっている。借金の無い世の中をつくる、という理念を本研究は追求している。全く借金の無い世の中が来るとは考え難く、運転資金など部分的に残る機能はあろうが、格差社会が拡大する時代においては借手責任ではなく、貸手責任の理念を尊重する金融システムを構築してゆくべきであると考えられる。

⁹ 株式は出資証券（議決権）と利潤証券（配当請求権）の2側面をもち、後者の利子生み証券としての価格は将来の期待利潤率と市場利率の動向に左右される（小林真之（2000）pp.60-61）。

る。必要経費を各企業の力量をもって AIM より調達する仕組みとするが、同時に指定アドバイザーの裁量のもとで株式公開を実現することができる。場合によっては、必要経費を上回るほどの資金を調達できる。公務事業の推進に充当されるべき予算制度からの歳出は削減され、既発公債の償還財源として充当されうる。尚、受託企業には株式による資金調達が負債ではなく自己資本となるため、元利返済に追われる操業を防ぐ効果をもたらす。

受託企業、指定アドバイザー、プロ投資家などの市場関係者が、それぞれの役割を円滑に担うことができるよう、先行して企業が主体となって地域通貨を発行する。なかでも分散型発行方式 (Local Exchange Trading System ; LETS) の活用が相応しいと判断される¹⁰。「登記人」と「受託人」を決め、登記人は参加者の口座を開設・管理し、取引を記録し、取引明細書を毎月参加者に発送する。受託人は、取引手数料を定め、システムを監視し、反社会的な行為を取り締まるとともに、他の LETS との情報交換やシステム開発に従事する。コミュニティ通貨としての LETS は、通常の貨幣の流出入を補完し、貨幣が地域のコミュニティ内でできるだけ流通するような（可能ならば、政府や他のコミュニティとの間に相互行き来が成立するような）貨幣循環を構築することを基本目的としている。LETS は、コミュニティにおける自由とそれにより生じる責任に基礎を置くものであり、「同意」、「無利子」、「共有」、「情報公開」という四原則にしたがっている。「同意」とは、参加や脱退のみならず、あらゆる取引は同意に基づくこと、また、「無利子」とは、口座の正負いずれの残高にも利子がかからないということ、「共有」とは、LETS のサポートサービスを参加者の誰かが非営利のコストベースで行い、そのコストを全参加者が利用状況に応じて共同で負担することを意味する。「情報公開」は、参加者が取引に際して他の参加者の取引や口座残高の情報を参照できることを保証する。コミュニティ通貨の赤字は「コミットメント」と呼ばれるが、それは他の特定の個人に対する「負い目」「負債」ではなく、自らが選択したコミュニティに対する責任を意味する¹¹。それは政府が公債を発行し債務を負い、税収では賅えない経済政策の財源を捻出してきた理念にも通じていると考える。政府の財政赤字は国家や国民に対する政府の責任を意味していたはずである。しかし現代、公債の格付けを一定の水準以上に保たなければならない国際的な情勢（現状）を鑑み、これ以上の過度な公債発行を継続すべきでないことは明らかである。したがって公債市場を補完する新たな手段として、公務財源を代替投資市場に求めてゆくことにより、既発公債の償還を性急に推進してゆくことが望ましいと判断される。LETS はこの新しい仕組みを補完することができる。ただし本研究は「その地域通貨の口座におけるマイナス（赤字）を政府に認めてはならない」とする財政学の新たな原則を勧告する。財政再建の必要性を生じさせた立場は、裁量ある自由な貨幣発行を許容されるべきではない。それは地域通貨の過剰発行を回避する一つの方法でもあり、政府は公債の過剰発行を見直す新たな金融制度の構築

¹⁰ この方式は1983年2月にカナダ・バンクーバー島の人口6万人の町コモックス・バレーで、マイケル・リントンを中心にスタートしたシステムである。

¹¹ 西部忠 (2011) p.225, pp.228-229, p.231。

に軸を置くべきである。政府は民間主導で発行される地域通貨を受け入れ、その規模に応じてこれを元手として、公務事業の民間企業への委託を推進してゆくことができる。

2. 税率増要請時代における財政学の課題

財政学はこれまで、政府の経済活動（財政）の有効性および必要性、その望ましい姿について、政府支出のあり方、税制、公債発行など予算制度を通じた資金の流れを検討してきた。政府の経済活動は、あくまで民間の経済活動を補完するにすぎないとはいえ、資源配分上の機能、所得再分配機能、経済安定化機能、動学的最適化機能、という公共部門の4つの機能を担ってきた。1990年代以降は財政投融资改革¹²、2000年代以降は基礎的財政収支（プライマリー・バランス）の健全化が注視されるようになったが、一般会計における歳出と税収の差の増大傾向（すなわち公債発行、公債依存度の増加傾向）、公債残高の累増、社会保障給付費と社会保険料収入の差の増大傾向、などは経済財政運営の課題のみに留まらず、財政学の研究対象としても重要な論題となっている。

近年、税と社会保障の一体改革が議論されているが、そのなかで公的年金、医療制度、介護福祉などの財源については、おもに消費税率の引き上げと事業仕分け（ムダな歳出の削減）に求めようとしている。しかし実現できる税率増の幅には限界があり、歳出削減のあり方（なにをムダと判断するか）についても識者のあいだで見解が分かれている。個別の課題ごとに対症が講じられ、将来世代への負担を回避する中長期的な観点に基づく抜本的な構造改革は、依然として先送りされている。

2. 1 財政学の新局面

すなわち財政学とは政府の予算制度を通じた経済分析であり、現在は地域間や個人間の格差問題、税制や社会保障を通じた再分配政策、国際経済のなかでの法人税率引き下げ競争などが研究の焦点となっている。

とりわけ予想を超えた少子高齢化¹³、若年世代の職業能力の養成¹⁴、所得と就業条件の向

¹² 改革のスタートは2001（平成13）年度からであり、2005（平成17）年度にはピーク時に比し約60%まで予算規模を縮減した。ゆうちょ銀行を設立させた郵政民営化もまた、財政投融资改革の一環として役割を担っていた。

¹³ 合計特殊出生率は2005年には1.26まで低下している。その後2009年には1.37まで回復している（厚生労働省「人口動態統計特殊報告」）。65歳以上人口の構成比の推移（推計値）を見ると、1965年には6.3%であったが、1990年には12.1%、2011年には23.4%、2025年には30.5%、2050年には39.6%、と上昇傾向にある（国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来人口推計」（平成18年12月推計））。

¹⁴ とくに20歳代後半から40歳代前半を鑑みて、非正規雇用形態の増減と職業能力養成の成否にはトレード・オフ関係がある。非正規雇用形態は労働者にとって、将来の職種さえもが不確かであり、現在の毎日の勤労をどのように職業能力の向上に繋げてゆけばよいかを判断することが困難を極めている。過去や将来における毎日の取り組みと、現在の毎日の取り組みに、継続性が附与されていなければ、職業能力を効果的に向上させてゆくことはできない。たとえ向上させている非正規労働者が存在しているとしても、それは個々の労働者が多大な負担を被ったうえでのことである。また、製造業の場合などでは2ヶ月毎の非正規雇用を強いられる場合も多いことが指摘されており、次の職業を探すたび職務経歴書に記載すべき事項が累進的に増加してゆくことになる。そうした再就職に掛ける労力こそ膨大であり、職業能力の効果的な向上には繋がらない作業を余儀なくされている。私たち各位が、それぞれひとつの職業に専心できる

上、独身者が家庭を築くに至るような社会における絆、私たちが人間として生きてゆくうえで必要な経済的基盤の整備など、国家は重要と位置づけるべき戦略への財源を十分に確保しなければならない¹⁵。公的年金や医療制度などの財政不安¹⁶も既に現実化しつつある。

税率増による財源確保は、経済成長が見込まれないなかで回避すべきではなく、税制の抜本的な改革は先送りされるべきではない。しかしその改革では、経済のダイナミズムを最大限取り入れるよう税制を再構築してゆかなければならない。税率増が財政赤字や政府債務を単純に穴埋めするだけに採用されるのであれば、それは対症であって無策を意味する。僅かな財源で凌ぐよう伝える立場こそ限られた歳入で財政の再建を推進すべきである。

小さな政府を実現し税収および公債に依拠しない経済改革を推進してゆくべきときに、財政学の課題もまた、税率の変更、公債発行のあり方などから、新たな財源を確保する金融制度の構築へと研究対象を移行させてゆく必要がある¹⁷。財政学そのものが新しい局面を迎えているのであり、既存の財源以外から公務事業の資金調達を検討する研究領域こそ、進化経済学の方法を応用することによって成立する。進化財政学へのプレリュードである。

2. 2 公債市場にかわる新たな財源確保をなぜ検討すべきか

これまで、政府、地方公共団体、公共機関等は予算配分における財源の多くを税収と公債に依存してきた。財政再建が求められる現状によると、これら2つの方法では、公共的な政策を推進してゆくにあたり限界に直面する場合などが想定される。プライマリー・バランスの健全化を促すためには、税収（および事業収入など）を歳出と同等の水準まで引上げなければならず、経済成長が見込まれない局面においては税率増で対応しなければならない。しかし全てを賄うほどの税率増は現実的ではなく、当面の段階的な税率引上げさえ、国民の経済的な観点からすれば支持されない場合もあると推測される。

したがって現状では、新発公債を発行することにより政策・対策に必要な財源を確保しているが、各国政府をはじめ、あらゆる公共的な機関において債務不履行に陥る局面が想定される。そればかりでなく低利な公債の大量発行は、これを買収する金融機関にとって負担である。わが国の事例では、証券会社が中期国債ファンドを発行し銀行預金と競争が生ずるようになり、銀行業界に不当な競争圧力を生じさせてきた（筒井義郎（2005）

経済的秩序を構築すべく、雇用政策に公共性（生命の営みと深く関わる配慮）が求められているのである。

¹⁵ 本研究は主に国政を念頭に置くが、その理由は、国家財政が総体として地方財政よりも極めて厳しい状況にあるからである。財政の健全性を示す実質公債費比率によると、総務省が2010年11月末に公表した数値によれば、国の比率が93.1%であるのに対し、市区町村中最も高い北海道夕張市では36.8%、都道府県中最も高い北海道では24.0%、と国の比率が圧倒している（「平成21年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率の概要（確報）」（平成22年11月30日総務省公表）を参照）。

¹⁶ 1990（平成2）年度、社会保障給付費は47.2兆円、社会保険料収入は39.5兆円と、差額は7.7兆円であったが、2000（平成12）年度、前者は78.1兆円、後者は55.0兆円、差額は23.1兆円、2008（平成20）年度、前者は94.1兆円、後者は57.4兆円、差額は36.7兆円と、給付と負担の差額の累増に歯止めは見られない。

¹⁷ 財政政策と金融政策（および為替政策）を組み合わせることで、景気の安定を導くことをポリシー・ミックスとよぶが（川波洋一・上川孝夫編（2004）p.160）、本研究は財政制度と金融制度を一体的に組み合わせることで、新たな公務財源を捻出し経済構造の安定を導くことを志向している。

pp.318-319)。公債の大量発行は、実態の経済を担う立場に多大な負担を荷わせかねない。

神野直彦（2007）『財政学 改訂版』有斐閣は、「第4編 租税」のなかで第16章を「オプションとしての公債と公債原則」（pp.224-240）と表現しており、公債市場そのものを公共財源の選択肢のひとつであると指摘している。ワグナーの公債原則によれば、経常的経費は可能な限り租税で賄うべきだとされており、わが国の財政法第4条においても、公債発行を原則禁止している。その但し書きにおいて、「公共事業費、出資金及び貸付金の財源については、国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行し又は借入金をなすことができる」と規定しているのであり、赤字公債については特例公債として発行しているのである。この観点によれば、公債とは選択肢の一つにすぎず、新たな財源の確保に向けて新たなオプション（選択肢）を求める基礎研究が進展してしかるべきであろう。

これまでは公債発行によって、政府は税収を補完する財源の多くを確保してきた。政府による予算配分は長期的視野にもとづく政策運営を実現し、雇用の維持、所得水準の向上、地域における私たちの絆などを支えてきた。とくに雇用は、私たちが安定した経済条件のもとで職業能力を養成してゆくにあたり重要な役割を果たしている。多くの企業が操業を継続（ゴーイング・コンサーン）してゆくことによって従業員を長期的に雇用することができ、それはマクロ経済の整合性の観点からも望ましい。マクロ経済の数値を鑑みるのみならず、家族や親族の絆、大切な人と人との繋がり、などを傷めるほどの過酷な条件を少しずつでも緩和し、職業の安定と日常生活の充実など、マクロ経済の実態に整合性をもたらしてゆくことを目標とする。

公共政策がなぜ必要かを再検討する。それは人間がお互いに助け合って生きてゆくべきである、という理念に基づいている。これを経済の次元に置き換えると、全ての人間が合理的に行動することは不可能であり、非合理性を許容することができる経済の枠組みを構築してゆかなければならない、と考察される。優秀な人間にばかり機会を与える仕組みではなく、生病老死と向きあう私たちの多くが豊かさを享受できる秩序を求めたい。豊かさは物質を背景とするばかりではないが、職業の安定と有効需要の創出こそ、私たちの多くに精神的な豊かさをもたらす基盤を与える。時代によっては、道路、橋、ダムを整備、そして乗数理論が示しているような波及効果が必要であった。今後は、財源を税収と公債に大きく依存せずとも各位が銘々の職業に専心できる機会が永続的に守られることによって、生活の糧を得られる経済的秩序を求めてゆく。この理念の実現を希求し続けるべきである。

すなわち経済の情勢によって、新たに必要とされる政策・対策の内容は、それぞれの局面ごとに切り換わる。常に適切な対応が用意されるためには、政策を担う立場が機動性を保たなければならない¹⁸。財政政策の変更には予算案の作成、審議、可決という立法措置

¹⁸ ある経済状態が発生してから、それが政策当局によって認識されるまでには時間がかかる。政府が財政政策の必要性を十分に認識するのに時間がかかりすぎる傾向にある。現実の政策はある程度の時間的遅れを伴って生じる（政策の遅れ（ラグ））。また政策発動が必要であると認識されても、実際にその政策を実施するまでの間には、政策当局内部での調整や議会での議決、関連する機関との折衝など、様々な調整が必要である（実施の遅れ）。最後に、実際に政策が実行されても、それが当初意図した経済効果を持つまで

が必要であるから、迅速に対応できない。たとえば、景気刺激策として拡張的な財政政策を発動しようとしても、補正予算を作成して国会に提出し、これを可決しなければならぬ。したがって実態の動きに即応できる仕組みを予め用意しておく志向性が求められる¹⁹。

経済財政運営においてはマクロ経済政策の整合性を鑑みなければならない。すなわち社会的責任をになう立場は、マクロの数値目標を到達させることのみによって処方すればよいという発想ではなく、本質的な解決を志向し何より優先して雇用を創出し、将来世代を養成しながら有効需要をのばし、温かい家庭を築くことができるよう配慮しなければならない。次第に人口が増加するに連れ、経済成長を実現することができるのであり、結果として税収増を達成できればプライマリー・バランスは健全化する。税率増によらず税収増に繋げてゆく方向性を念頭に置く。当面は、雇用創出と職務を通じた能力養成に重点を置き、技能を継承してゆく経済的秩序を求め、時間を掛けて人間を養成してゆく意識を理念として共有しなければならない。そのため適時機動的に財市場の需給を接合する LETS を活用し、企業の操業継続と雇用維持を誘導し、タイム・ラグを踏まえて後に AIM より資金を調達する、という新しい金融制度を構想する。

2. 3 共進化とはなにか

すなわち、LETS と AIM が共進化することにより新たな財源を確保する金融制度が成立するのであるが、本研究における共進化の概念は、江頭進・澤邊紀生・橋本敬・西部忠・吉田雅明編（2010）『進化経済学 基礎』日本経済評論社、に基づく。これによると、進化経済学の主体は、複製子+相互作用子、である。複製子（replicator）とは一つ一つのルール（行動ルール）を意味し、複製子や複製子の束を制度と表現している。相互作用子（interacter）とは、ルールを活用して行動するものを意味し、企業や投資家などがその例として考察される。一つの主体が他の主体へ、それらの主体はさらに他の主体へと影響を与え、また影響を与えられることを相互作用と定義している。主体の相互作用の帰結として経済システムは振る舞いが変わる。すなわち、進化とは、複製子の変異し複製され普及することを含み、複製子の変化から始まり経済システムの振る舞いの変わり方自体の変化まで、またその変化が制度やルールに影響を与える一連の過程全体のことである、と定義する。主体の内なる変化と社会システムの変化が連環して進行する過程である。

そして共進化とは相互作用に基づいた並行した進化のことであると定義する。本研究においては、地域通貨の分散型発行方式（Local Exchange Trading System ; LETS）と代替投資市場（Alternative Investment Market ; AIM）の共進化を、進化財政学の原点と置く。LETS は口座の赤字（コミットメント）が責任を表すことから、公債の過剰発行を抑止する金融制度として代替的な機能や役割をになう（LETS の進化）。AIM はそもそも新規株式公

には更に時間がかかる、などの側面がある（効果の遅れ）。

¹⁹ 緊急事態の場合に政策は公共性（私たちの生命を守ること）を担っている。レスキューの他にも政府に私たちの存在への深い配慮の姿勢があれば数日以内に解決できる事項も数多くあると推察される。

開市場が進化した金融機能であるが、これを公債市場を補完する新たな財源確保のための金融市場として位置づける（AIMの進化）。LETSとAIMという異なる金融制度の進化が互いを強化し合う（共進化する）ことで新たな財源を生み出してゆくことができると考察する。

2. 4 関西と関東との連繫がなれば、わが国を一つの地域と捉えられよう

財政学の新局面を金融制度の整備により打開する観点から、LETSとAIMの共進化を考える。本研究は、共進化後の金融機能の表記について、LETSをSETS、AIMをTOKYO AIM、と置く。SETSは市場関係者地域通貨（Shijohkankeisha Exchange Trading System；SETS）を意味するが、大阪の旧国名「摂津」に因んでいる。大阪は、わが国において、江戸時代より経済の中心地（商都）として知られ、先物市場の生成・発展にも貢献してきた。関西と関東という二大地方に一体感が伴うことによって、財政再建に取り組むわが国を一つの地域と捉える感覚に近付けてゆきたいと考える。財政再建という私たちのコミュニティの課題に一致協力して臨むとき、まず関西と関東において勤務する方々や企業の意識が、私たちにとっての重要な課題である財政再建にたいし共通の目標として認識されるかどうかは鍵となるであろう。

3. わが国におけるLETSとAIMの共進化に関する理論分析—— 公務事業の細分化と公務を委託する相互作用子としての中小企業、およびSETSとTOKYO AIMの相互作用に関する構想 ——

LETSとAIMがどのように共進化するかを考察する。本構想において、LETSはSETS、AIMはTOKYO AIMへ進化すると置き、本節ではそれぞれの相互作用によって捻出される新たな財源について理論分析を展開する。尚、この理論分析に基づく構想は、本稿17頁「公債市場を補完する新たな財源確保のための代替投資市場（構想）」に図示する。

3. 1 LETSとAIMの共進化に関する理論分析

LETSとAIMは、本来全く関係性を持たない金融制度であり、取り扱う通貨の性質さえ相違する。LETSは地域通貨を発行し流通させる機制であり、地域通貨は、（1）相対取引、（2）価格の自由交渉、（3）比較的小規模な流通圏、（4）国家通貨への換金不可ないし換金制約、（5）市民や市民団体による自由発行と運営コストの共有、（6）ゼロないしマイナスの利子、という特性を持っている（吉地望・西部忠（2007）p.1, Kichiji, N. and Nishibe, M. (2008) p.268）。これに対し、AIMから調達する資金は法定通貨（リーガル・テンダー）を扱う。ただしAIMの金融機能は、（i）投資家と公開企業との相対取引、（ii）株価の自由交渉、（iii）比較的限定された範囲内での株式流通、（iv）株式の売却機会の制約、（v）勤労者や労働組合による企業の株式発行に伴う資本コストの共有、（vi）ゼロないしマイナスの

収益、など LETS との対照的な特性も存在している。

わが国において、LETS は SETS に、AIM は TOKYO AIM に、それぞれ進化するものであると置く。尚、AIM は新規株式公開市場が進化した一形態であり、TOKYO AIM としてすでに 2009 年 6 月より東京市場において確立している。及び「その地域通貨の口座におけるマイナス（赤字）を政府に認めてはならない」という本研究が勧告する原則が適用されることにより²⁰、「LETS と AIM」は「SETS と TOKYO AIM」へと共進化する。これにより公債市場を補完する新たな財源確保のための金融制度として代替投資市場を実用化することができる。

LETS が SETS へ進化する側面を分析する。LETS を財政再建に向けての新しい金融制度として導入するためには、市場経済を牽引する主体として役割を果たしている民間企業が日本国債の格付け維持を、私たちのコミュニティの課題として重要であると位置づけ、その対策に向けて責任を担うことが戦略的にも望ましいことを共通認識として理解されていなければならない。財政再建とは単に税率増を実施するための方便ではなく、私たちの暮らしをより豊かにしてゆく経済財政運営を実現する取り組みでなければならない。雇用と人材養成、暮らしの豊かさ、有効需要の増加、経済成長へ繋げてゆく理念を共有し、民間主導で新たな財源を確保し経済政策を展開してゆく。民間企業が主体となって LETS を活用し地域通貨を発行する構想は、ハイヘクが提唱した貨幣発行自由化論²¹にも通じており、自由および自生的秩序に基づく経済調整制度を整備してゆくうえで望ましいと考えられる。理論上の主要な課題とは、流通する通貨の価値を維持できるかどうか、であると認識する²²。

したがって、その運用については、勤労者の立場を十分に尊重すべき連合²³と、企業の立場を尊重する日本経団連²⁴とのあいだで、連繫・協調し連絡を取り合い、適度な対立を維持しながら地域通貨を発行してゆく方法が、流通する通貨の価値を維持してゆくうえで望ましいと考える。連合に登記人としての役割、日本経団連に受託人としての役割、および厚生労働省²⁵に登記人と受託人の連繫調整の役割を必要とする。ここに市場関係者地域通貨（Shijohkankeisha Exchange Trading System ; SETS）の発行と流通に関する構想が成立する。企業には SETS による貨幣発行の自由化が認められるわけだが、連合と日本経団連、厚生労働省の前に、管理監督されているわけであるから、規律を失うほどの過剰な通貨供

²⁰ 適用されないならば、政府による無制限の貨幣発行を容認することとなり、貨幣価値を自律的に維持する機能が備わらないことになる。LETS と AIM の共進化を阻まぬよう、本研究は新たな原則を勧告するのである。

²¹ 中央銀行による貨幣発行権の独占を見直し、その民営化を求めることである。

²² 実務上の主要な課題は、LETS を日本全域で運営できるかどうかだが、今後の情報処理の技術水準を鑑みれば可能であると本研究では判断する。

²³ 日本労働組合総連合会（Japanese Trade Union Confederation）のことである。

²⁴ 日本経済団体連合会（Japan Business Federation）のことである。「民主導の活力ある経済社会」の実現のためにリーダーシップを発揮することを活動理念としている。

²⁵ Kichiji, N. and Nishibe, M. (2008) p.268 によれば、地域通貨の特徴のひとつには、政府系機関による運用や発行ではないことをあげているが、財政再建という明確な目的のもとで市場関係者が一体となるとき、政府との間に相互行き来が成立するような貨幣循環が成立しうる。「共同体の利益を目的とする」などの他の特徴についても充たしている。SETS は地域通貨の本来の理念を維持してゆけるのではなかろうか。

給については阻止することができる。市場関係者とは、企業（法人）、政府、3億円以上の金融資産及び純資産を持ち金融商品について1年以上の経験を有する個人、外国人などを意味し、私たちの暮らしを構成する大多数の私たち（人間）およびコミュニティを含まない²⁶。私たちの多くは、資本の論理に従うより、自然の摂理に従う方が幸福を得るのであり²⁷、市場経済とは関わらない仕組みを構築するよう、本研究は提案する。私たちは企業に勤務すれば生活の糧を得られるようになり²⁸、職業を通じた自己実現、給与、福利厚生を十分に得られる。企業は、SETSの導入による貨幣発行の自由を入手することによって、私たちの暮らしに向けては、法定通貨（リーガル・テンダー）のみで報いることが可能となる。SETSにおける地域通貨は原則として市場関係者のみで流通するとし、私たちの暮らしを損なう可能性を予め排除しておくことが必要である。

とくにSETSは中小企業がAIMでの株式公開を実現するための最短の径路を附与する。SETSと引き換えに、TOKYO AIMの指定アドバイザーに公開費用を支払い、プロ投資家より調達資金を入手する。尚、SETSは1単位（=1 sets）1,000万円規模とする。私たちの暮らしに入り込む側面を小さくするばかりか、市場関係者にとっては獲得することのステイタスを附与することを意味するようにし、SETSを受け取ろうとする動機を生み出すことを通じて、その流通を促進する効果をもたらす。SETSの流通を促進させるためには、SETSでの取引における法人税率の軽減措置等が挙げられる。SETSの流通の程度を見計らい軽減率を設定する方法が望ましい。政府は法人税率の減少分をこの新しい金融制度に基づく新たな財源によってまかなうことができる。

SETSを活用する受託企業のデメリットは、公務の遂行に必要な経費を、ただちに現金で予算配分されないことである。人件費をはじめ1000万円以下の経費については現金を用意しなければならない。ただし1000万円未満の経費については現金で予算配分を受けるため、例えば、1999万9999円で受託できるようにすれば、必要経費のおよそ50%を現金で予算配分されることになるのである。

3. 2 SETSとTOKYO AIMの漸進化に関する理論分析

SETSとAIMが共進化することにより、SETSとTOKYO AIMが公債市場を補完する新たな財源確保のための金融制度となる、と本研究では置いているが、これら2つの機能が連繋し相互作用を継続してゆくことによって、政府は財政再建を漸進的に推進してゆくことができる。

まずSETSを活用する企業（中小企業）に、政府（経済産業省（中小企業庁））は公務事業を優先的に委託する。SETSを活用する企業は財政再建に貢献する責任を明確にしているものであり、受託する事業を推進するにあたりSETSを通じた貨幣発行の自由化を認める。

²⁶ ただしコミュニティによって形成されるNPO法人のなかで希望があれば市場関係者として参加できる。

²⁷ 資本の論理と自然の摂理を矛盾なく受け入れ、これに準拠できる人間は極一握りであると考察される。

²⁸ 労働経済学における労働市場の一次的な観念をもって従業員をしばるのではなく、従業員への労働の対償を人間の養成にも通ずるよう配慮された労働市場（労務管理）を実現してゆくことが必要である。

SETS を活用する企業は（活用しない企業より）公募入札・落札において優遇を受けることができるようにし、SETS のシステムを普及・安定化させてゆくことにより、政府は公務事業の推進に必要な経費・歳出を削減する。中小企業が細分化された公務を受託することとなるが、それらの多くは未公開企業であり、SETS を得ることによって TOKYO AIM での株式公開の可能性が生じてくる²⁹。このように、企業間（市場関係者間）において SETS の発行と流通が開始することになる。

SETS の大幅な黒字を実現することができる企業には実力（コア・コンピタンス、および戦略的に優れたドメイン）が備わっていることを意味する。その黒字と引き換えに、TOKYO AIM での株式公開を実現することができる。株式公開に掛かる費用と資金調達額の相応分を、SETS にて指定アドバイザーへ支払う。TOKYO AIM での株式公開は、通常の株式市場では上場できない規模の中小企業にとって、閉塞状況を打破しうる契機を与える。

指定アドバイザーは、証券会社もしくは会計事務所などであり、証券売買が活発化するほど市場での売買価格の一定比率をもって手数料収入を確保できる。したがって、SETS を通じた企業と投資家の接合は、本業におけるマーケティングとも結び付き、指定アドバイザーには本業との関係性から、この構想を推進するインセンティブが備わっている。許認可料、出資者の開拓、ともに SETS によって経費を賄うことができる。

プロ投資家は、格差が拡大する現代の情勢において社会的な責任を自認する観点に立つべきであり、立たなければならず、一般投資家のような機会主義的な投資行動をものはや採用すべきではない。経済成長を実現するように配慮しながら投資判断を実行すべき存在である。通常の株式市場では公開を実現できない比較的規模の小さい企業（中小企業、NPO 法人などのコミュニティ）の実情にも配慮しながら、指定アドバイザーの裁量を勘案し出資を決断する。新たな財源はここに生まれる。プロ投資家は資金を提供し、出資先の株式を保有する。将来、企業が大きく成長する場合に、資産効果を期待することができる。プロ投資家による出資先企業へのガバナンスを通じて、高度な経営判断を実行するためのノウハウを次世代企業に伝えてゆくことができる。企業側の人材にとっては、日常において関わりを持つことがありえない要職を経験してきた人物と接する機会をもつことができ、企業側の人材として貴重な経験を踏むことができる。

プロ投資家は、おもに機関投資家および上場企業が主力となって、SETS と TOKYO AIM を漸進化させてゆくことが望ましい。機関投資家にとって優良な成長企業に投資することは本来の業務であり、上場企業にとっては業務提携を見込める中小企業を発掘する契機に繋げてゆくことができる。個人の場合はエンジェルのように、かつて事業で成功した富豪が次世代の経営者を養成してゆく場合が相応しいと考えられる。金融機関は一つの企業の

²⁹ SETS を得て TOKYO AIM において株式公開を実現するまでにはタイム・ラグが存在するものの、株式公開は企業にとって負債（債務）の比率を小さくする資金調達の機会であり、企業の社会的信用を維持・向上させながら事業を発展させる可能性を附与する。AIM での株式公開は通常の新規株式公開市場において上場するまでの前段階（ステップ）としての意義をも有している。

株式を保有できる比率に制限がある場合があり³⁰、他の投資家との協調のなかで出資を展開してゆくことになる。日本銀行が企業の株式を保有する場合とは、特殊な事情を背景とする場合に他ならない。金融政策におけるオペレーションの手段として、債券のみならず株式の売買を取り入れることも方法の一つである。金融機関および日本銀行がプロ投資家の主力となることについては、望ましいとはいえないと考えられる。

財務省をはじめ、各省庁、地方公共団体などがプロ投資家として出資する方法は、最後の手段である。なぜなら政府が出資するようでは、公務事業の財源について予算から歳出を削減したことにはならないからである。しかし市場の情勢と社会的要請により、政府が関与しなければならない公共性が求められる側面は必ず存在する。政府はやむなくプロ投資家として出資するが、このとき SETS が政府部内に流入する（政府の口座におけるプラス（黒字））。そして政府は民間主導で発行されているこの SETS をもとに、公務事業を企業に発注してゆく。その過程では省庁等内で SETS を還流させ、公務事業の細分化を推進し、国会や地方議会は SETS の還流を通じた歳出削減を議決するなどサポートする。

厚生労働省は、公務事業の細分化に関する労務管理上の監督責任を負い、SETS の登記人である連合と受託人である日本経団連との連繋を調整して、民間でできることを無理なく民間に委託できるよう推進する。

政府部内で還流する SETS は最終的には経済産業省（中小企業庁）に集約する。中小企業庁の牽引によって、細分化された公務を中小企業へ割り当てる。SETS を活用する企業へ、公務事業を優先的に委託してゆくのだが、これを SETS をもって充当する。SETS の発行における赤字企業を中心に公務事業を割り当ててゆくことができれば、それはこの金融制度を維持してゆく上では望ましいと考えられる。

3. 3 民間主導の金融政策を推進する指定アドバイザー

かつて政官財のトライアングルと呼ばれたわが国の経済構造は、銀行を中心とする産業構造（コーポレート・ガバナンス構造）によって支えられてきたことで知られている。銀行は企業の当座預金における資金の流れを把握しているため、関係企業の事業状況や地域経済の動向を情報として集約することができたとされる。しかし、ペイオフ導入により、一つの銀行に預金を纏めておく方法が一般的ではなくなり、また銀行融資は企業の負債（債務）を大きくすること、中央銀行の金利引き下げ策の効果が見込めないことなどから、民間銀行が産業政策を牽引してゆく機能は成立しなくなっている。

一方、証券会社はブローカレッジ業務で安定的な収益構造を維持すべきであるけれども、金融と企業の連繋を再構築する金融機能としてアンダーライティング業務を検討することも考えられ、これを補完する役割としてディーリング業務もまた展開する可能性がある。

通常、新規株式公開市場は上場基準を形式基準として定めており³¹、引受幹事証券会社も

³⁰ 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律、を参照。

³¹ これまで標準的な新規株式公開市場は上場基準等により他市場との差別化を図ってきた。投資家は企業

また公開企業の審査を実施しているが、その過程ではベンチャーキャピタルなどによる投資家側からの審査も受けている。代替投資市場（AIM）においては、金融庁の認可を受けた指定アドバイザー（おもに証券会社³²）の裁量が上場基準となり、すなわち形式基準を定めることなく、投資家側に対して基準を設けた新規株式公開市場が成立している。

すなわち、指定アドバイザーには、経済の機動性に対応できる機能が備わっている³³。その役割を果たすことにより、証券会社や会計事務所などは市場における株式売買が盛んになるほど手数料収入は増加する。プロ投資家と企業を繋ぐ役割を果たすことは、本業である。経済の変動に敏感に対応し、趨勢を展望し株式公開を開拓すべく、あらゆるスタンスをもつ指定アドバイザーどうしが競争することにより、これまで看過されてきた事業機会を発掘してゆくことができると考えられる。ただし上記のような経済的動機ばかりでなく、指定アドバイザーは SETS と交換に株式公開を認め、流入した SETS によって金融庁への許認可料と、プロ投資家向けの出資者の開拓を行う。すなわち公開株式の期待収益が低いほど、プロ投資家は指定アドバイザーにより多くの SETS を要求することとなり、期待収益が高いほど SETS を多く要求せずともその株式に出資する動機が生ずることとなる。

3. 4 政府部内における SETS の還流と公務事業の細分化

財務省をはじめ各省庁や地方公共団体に SETS が過剰に流入するようでは、政府の歳出をそれだけ抑えることができていることを意味している。すなわち財政再建に効果をもたらしていると判断することはできない。しかし公共性を鑑み、政府の出資が要請される場合には、予算からの歳出によって、AIM で公開される株式を買い取ることとなる。市場経済のなかで競争力を有しない企業を対象とする場合が多いであろうから³⁴、政府が入手する株式の価値、および将来的な値上がりの可能性はゼロに近いと考えられる。したがって、こうした企業に出資を余儀なくされる場合には、出資者を開拓している指定アドバイザーから政府へ、出資額に相応する SETS が受け渡されよう。

政府は流入する SETS を活用し、財務省、金融庁、各省庁、地方公共団体などのあいだで公務事業を細分化し、事業として民間企業に委託できるかたちをつくる。一方、公務としてどのような業務を引き受けることができるか、中小企業庁が中小企業の実態を取り纏め、一覧（リスト）を作成し、政府による公務の細分化の進捗と接合させてゆく。委託および受託が成立するとき、必要に応じて SETS と引き換えに、中小企業庁の仲介によって公務を中小企業へ割り当ててゆく。迅速に移管できる業務から、公募入札・落札の手続きが必要とされる公務事業、国家の機密に関連する内容であるため移管が容易ならざる業務

がどの市場に上場できているかをアンカーとし、企業が一定の基準を充たしていることを確認する。より高い基準を置く株式市場に上場するほど企業は信用力を得ることとなり事業展開の可能性にも重要な影響を与えている。代替投資市場に上場する場合は指定アドバイザーの信用力が投資先選択のアンカーとなる。

³² 場合によっては、ロンドン市場と同様に会計事務所などが認可されてもよいと考えられる。

³³ ただし証券業界の従来からの慣行が公的な役割を果たす金融機能を妨害しない場合に限るであろう。

³⁴ もしそうではない企業に政府が出資をするということは、民業圧迫に繋がっていると考えられる。

まで、様々な場合があるだろう。経済の状況に即応できる機動性を備え、ファズィー (fuzzy) の効く行政サービスを提供できるよう、在来の行政体系を補完する側面を強化してゆく。

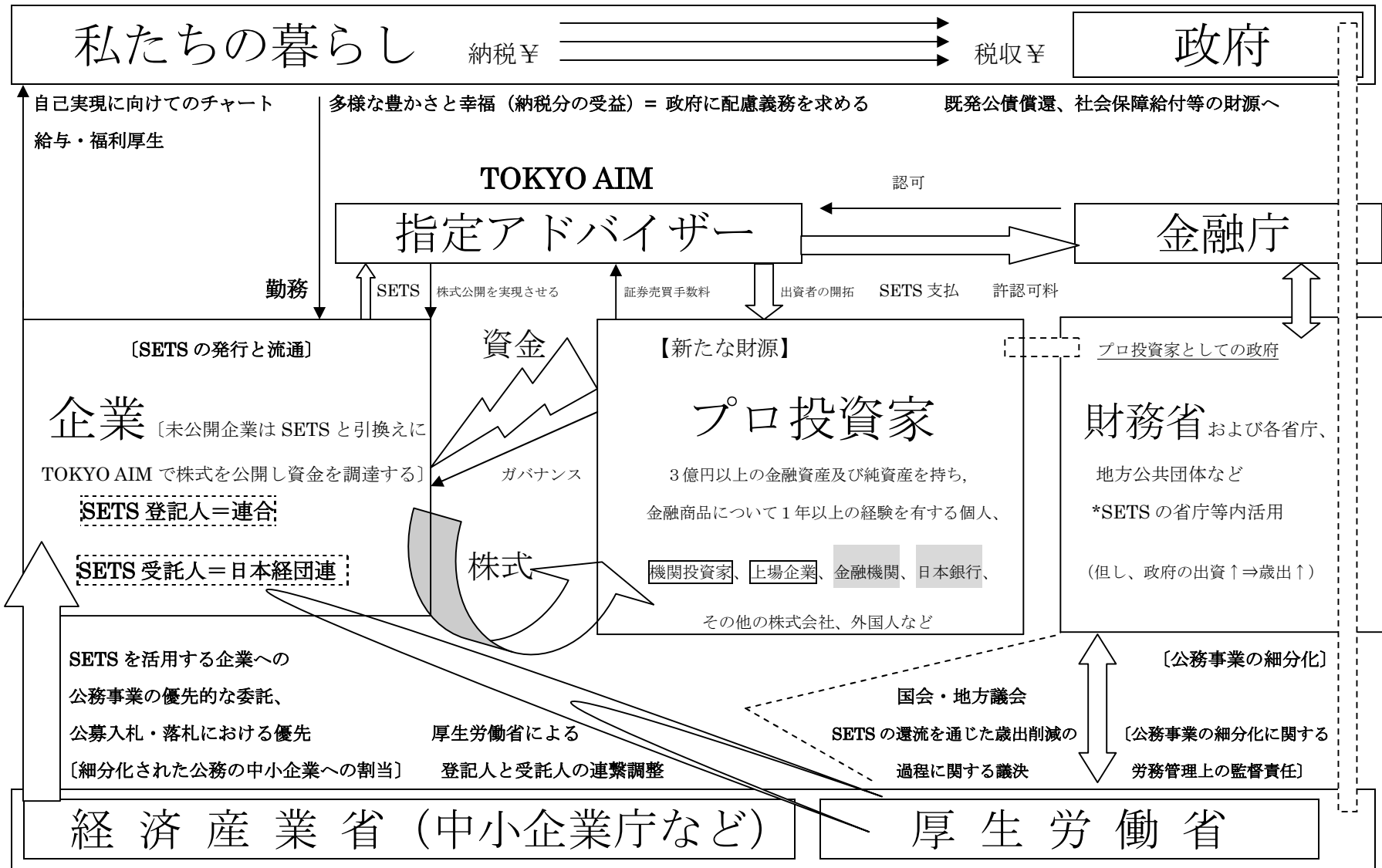
公務事業の細分化にあたっては、勤労者にとって無理のない労働法の理念からも離れないような勤労条件を提供できるように、厚生労働省が労務管理上の監督責任を負う。

政府部内での SETS の還流は、行政のスリム化を誘導する。SETS を引き受けた部署は、これを持ち続けることもできるが、可能な範囲で業務を他の部署に SETS を添えて移管できるようにする。これにより類似する業務を重複して担当している部分が行政全体で縮小する。SETS で他の部署へ業務を移管する分、その部署の業務は減少し、より重要な業務に専心することができる。年度の予算をプールし、他の案件に充当することも可能である。

緊急時のボランティア活動やスペシャリストの慈善行為にも、SETS を支給する。この場合は、通常は SETS を活用していない主体に機動的な対応を求めることが生ずるので、紙券化された SETS が用意されることも必要である。したがって SETS は部分的には紙券も流通することとなる。議会にて予算を可決するまでのあいだ、先行して SETS を投じ、現場に用意されている重機があればこれを必要に応じて活用し、あるいは他地方や他の都道府県から重機や用具、食糧、必要物資を投入したい場合は、間髪を入れず SETS をもって、必要な地域・地区に、必要な物資や機材を搬入する。懸命に待っている私たちのうちの誰かのために、行政は時間を待たずに対応してゆくことが求められるからである。

国会や地方議会において、公務事業の細分化の内容および方法を、予め議決しておく場合も生じうる。例えば、それらの内容とは、雇用対策 (失業対策)、人材育成 (労働者の技能養成を推進する雇用慣行)、経済社会におけるインフラの整備、安全な食糧確保の持続性、震災復興、震災対策、自殺対策、地域振興 (中小企業対策)、エネルギー・資源開発など、私たちの生命の守り、繋ぎ育むことのできる職業条件を全般的に充たしてゆこうとする政策・対策に関する内容についてである。緊急時にも機動性をもって対応できるようにする。これまで同様の事業にたいし、どのくらい予算が配分されてきたかを確認し、受託企業と指定アドバイザーを確定したうえで、指定アドバイザーの仲介のもと、受託企業がプロ投資家に出資を求めてゆく。政府等はその役割と責任を堅持しながら歳出規模を圧縮する。一方、細分化された公務を担う受託企業は、公務 (一定の質が保証されている業務) を請け負うことによって、操業能力の向上が促進され、従来からの事業に発展の可能性が生じてくる。新たな人間どうしに面識が生まれ、可能性が模索される。受託企業の将来性が向上すると判断される場合に、プロ投資家の期待利得は高まり、企業への出資が決断される。

公債市場を補完する新たな財源確保のための代替投資市場（構想）



作成：北海道大学大学院経済学研究科 中村宙正 専門研究員

4. 本研究が勧告する原則の意義

公務事業に必要な新たな財源を確保してゆくにあたり、LETS と AIM の共進化を通じて、公債市場を補完する新たな金融制度を成立させてゆくことができる。その共進化を促す観点から、本研究は「その地域通貨の口座におけるマイナス（赤字）を政府に認めてはならない」とする原則を勧告している。

これまで財政学は大きく三つの原則を定めてきた。それらは予算原則、租税原則、公債発行の原則であり、予算原則は7つの原則³⁵、租税原則は幾つかの主要な原則³⁶、公債発行の原則は2つの原則³⁷から成り立つ。財政学の学問的な蓄積によって導き出されたと考える。本研究は、新たな財源を確保する金融制度の成立にあたり、必要な原則を導出している。

まず、地域通貨の口座におけるマイナス（赤字）を政府に認めないことによって、その地域通貨の供給量を抑制することができる、という意義がある。この新たな金融制度を持続可能とするために、貨幣供給量の抑制は必要な条件である。代替投資市場からの資金調達が可能となるまでのラグを埋めるべく、企業は先行して貨幣の発行を自由化し、公務事業を経済の実態に即応するかたちで推進できるようになる。全てをコミュニティの善意に委ねるならば行き届かざる公共的なサービスについて、公務を受託する企業が地域通貨を活用することにより法定通貨（リーガル・ tender）での資金調達に至るまでのラグに対応するとき、企業は貨幣の発行をお互いに自由化することによって、企業間相互の信頼関係を崩すことのないよう計らいながら、実際の経済活動をお互い意義ある行為として形づくってゆくことができる。

指定アドバイザー、プロ投資家、地域通貨発行主体、企業、私たちの勤労、それぞれが各位の裁量を生かすことのできる金融制度を成立させることによって、ファズィー（fuzzy）が効く経済構造を実現することができるのであり、それは資本の論理が優先されがちで生命の摂理が等閑にされがちな経済的秩序に転換を迫る契機を導く可能性がある。民間企業が主体となって貨幣発行を自由化することにより、私たちの暮らしが主体となって小さな政府を真に実現できることを意味する。ただ、その様に私たちの暮らしに行き届く立場を確立する政府とは、真の意味で大きな政府である。高福祉低負担を実現してゆくにあたり、本研究が勧告する原則の意義を深く検討しておく必要があるだろう。

³⁵ 単一性の原則（わが国の予算はこの原則に反している）、厳密（正確）の原則、明瞭の原則、完全性の原則（総計予算主義）、事前性の原則、公開の原則、限定性の原則（質的限定、量的限定、時間的限定（予算の単年度主義））の7つ。

³⁶ 租税の根拠について応益課税原則と応能課税原則があることをはじめ、アダム・スミスの租税原則（4原則）、アドルフ・ワグナーの租税原則（4大原則・9原則）がある。わが国では、シャープ税制改革勧告で打ち出された租税原則として、公平、中立、簡素、がある。および地方税の租税原則として、税源の普遍性、安定性、伸長性、負担分任、応益原則、課税の自主性、がある。

³⁷ 建設国債の原則および市中消化の原則の2つ。

むすびにかえて

これまで、政府、地方公共団体、公共機関等は予算配分における財源の多くを税収と公債に依存してきた。財政再建が求められ、経済成長による税収増が見込まれず、税率増や公債の大量発行が望ましくない局面において、税収と公債を補う新たな財源確保の方法を模索しなければならない。公債市場を補完する新しい金融制度の整備については、代替投資市場（Alternative Investment Market ; AIM）と地域通貨の分散型発行方式（Local Exchange Trading System ; LETS）の実用化を想定することができるが、本研究は「その地域通貨の口座におけるマイナス（赤字）を政府に認めてはならない」とする新しい財政学の根幹をになう原則の一つを勧告している。地域通貨の過剰発行を抑制する効果が期待されるばかりでなく、民間主体で発行される地域通貨を政府が受け入れる形式を採用することによって、政府はその地域通貨をもって公務事業を民間企業に委託してゆくことができるようになる。経済的な意味において小さな政府を実現するようであるが、私たちの暮らしをになう主体（民間企業）が発行する貨幣を政府が受け入れることによって、真に度量ある存在として大きな政府を実現することになる。それは低負担高福祉の財政的体系を構築することとなる。

本研究の構想に基づくならば、政府および地方公共団体等は新たな公債発行を抑制し、増税の回避と歳出削減を実行でき、税収を原資に公債償還と社会保障制度を充実させることができる。企業はこの通貨を受け取る事と引き換えに公務事業の受託・落札が優先され、未公開企業には株式公開の実現可能性が高まり、負債を抑え元利返済に追われる操業を回避することができ、プロ投資家の関与を通じて事業ノウハウを向上させてゆくことができる。指定アドバイザーは、株式公開を開拓してゆくことにより証券業務による手数料収入の向上を図ることができる。プロ投資家は、機会主義的な投資判断にもとづくことなく、企業を育て有効需要を創出してゆく観点から投資を行い、経済成長を主導してゆくことによってポートフォリオ全体を拡大させることができる。

経済的な格差が大きな隔たりを生む時代を迎えている。しかし富裕であるがゆえに税を課せられる制度であってもそれは全く理不尽であり、みなが病老と向き合うなかで与えられた境遇のもとで暮らしている、という観点もまた忘れてはならない。公債が税制を補う財源として限界に直面するとき、新たな金融制度は、プロ投資家の機能に社会的責任をも持たせるのだが、指定アドバイザー、特定投資家、LETSの運営者・貨幣を自由に発行する企業、勤労する私たちが、それぞれの裁量で死力を尽くすことができる経済的機制を用意することによって、機動的でファズィー（fuzzy）の効く公共性（私たちの生命を守り育ててゆくこと）を実現してゆくことができるのではなかろうか。

謝辞

財政学と金融論を一体の研究領域として論文を執筆するよう御促し下さりました小樽商科大学教授 中浜 隆 先生 に、この場を借りて深く感謝と御礼を申し上げます。

参考文献

- 井堀利宏 (2008) 『財政 第3版』岩波書店.
- 江頭進・澤邊紀生・橋本敬・西部忠・吉田雅明編 (2010) 『進化経済学 基礎』日本経済評論社.
- 川波洋一・上川孝夫編 (2004) 『現代金融論』有斐閣ブックス.
- 吉地望・西部忠 (2007) 「分散的発行通貨と集中的発行通貨の特性比較—LETS を使ったランダム・ネットワーク・シミュレーションによる—」北海道大学大学院経済学研究科『経済学研究』第57巻第2号、1～14頁.
- 忽那憲治 (1997) 「AIM 創設とイギリス証券会社の発行業務における新展開」『中小企業金融とベンチャー・ファイナンス』東洋経済新報社.
- 小林真之 (2000) 「擬制資本と証券市場」『金融システムと信用恐慌 —信用秩序の維持とセーフティ・ネット—』日本経済評論社.
- 財団法人日本証券経済研究所 (2008) 『図説 イギリスの証券市場』.
- 社団法人日本経済研究センター産業研究班 (1998) 「英国にみる事業の創出・成長の新しい試み —代替投資市場と住民主導の地域活性化事業—」.
- 代田純 (1995) 『ロンドンの機関投資家と証券市場』法律文化社.
- 神野直彦 (2007) 『財政学 改訂版』有斐閣.
- 筒井義郎 (2005) 『金融業における競争と効率性』東洋経済新報社.
- 西部忠 (2011) 『資本主義はどこへ向かうのか 内部化する市場と自由投資主義』NHK ブックス 1173.
- 浜田康行 (1985) 「イギリスの中小企業金融政策」日本中小企業学会編『下請・流通系列化と中小企業』同友館.
- 三好元 (2008) 「イギリスの中小企業と商工金融会社 (ICFC) の創設」『政府系中小企業金融機関の創成—日・英・米・独の比較研究—』北海道大学出版会.
- 吉田和男・林宜嗣・神野直彦・飯野靖四・井堀利宏・小西砂千夫 (1998) 『財政システム』有斐閣アルマ.
- Kichiji, N. and Nishibe, M. (2008) “Network Analyses of the Circulation Flow of Community Currency”, *Evolutionary and Institutional Economics Review*, the Japan Association for Evolutionary Economics, 4 (2) , 267-300.
- Kurita, K., Miyazaki, Y. and Nishibe, M. (2011) “Relationship between Shopping Streets and Community Currency Circulation : A Case Study of the City of Musashino, Tokyo, Japan”, *Discussion Paper, Series A, Graduate School of Economics and Business Administration Hokkaido University*, 235 , 1-18.
- Nishibe, M. (2006) “Redefining Evolutionary Economics”, *Evolutionary and Institutional Economics Review*, the Japan Association for Evolutionary Economics, 3 (1) , 3-25.